

東京第一会計ニュース

2013(平成25)年1月1日発行

No.95
CONTENTS

新年のご挨拶

第34回 末広会総会 ご報告

顧問先紹介【多摩防水技研株式会社】

国税通則法の改正～事前通知・無予告調査～

ワンポイント税務～復興特別所得税～

いしづえ

二〇一三年
迎春



国税通則法の改正

～事前通知・無予告調査～

事前通知

平成23年12月2日に国税通則法が改正されました。改正については基礎第93号にも掲載しましたが、今回は平成25年1月1日より実施となる税務調査の手続きのうち、「事前通知」について具体的な内容を紹介いたします。



社長
はい、以前うかがつた気もしますが、具体的には、どんな変更がありましたか？

税理士
国税通則法が改正され、税務調査の手続きが変わったことはご存知ですか？

社長
え？ 10項目！？ そんなにあるのですか？

税理士
はい、お願いします。しかし、「実地調査を行う旨」つまり「実地調査をすること」は必ず納税者本人に通知しなければなりませんので、税務署からの連絡は必ずあります。その際、実地調査の日程は決めないでください。

社長
わかりました。ところで、どんなことが通知されるのですか？

税理士
10項目の内容としましては、納税者の氏名・住所、日時、場所、税目、対象期間、目的、対象となる帳簿書類や物件、税務署職員の所属官署・名称等があります。

今回の改正による税務調査手続きの変更点は、大きく3つあります。その3つとは、「事前通知」「留置き」「終了手続」です。このうち社長に注意をしていただきたいのは、「事前通知」です。

社長
事前通知？ 以前から通知はありましたよね？

税理士
確かに通知はありましたが、事前通知の手続き規定が明文化されておりませんでした。

重要な
今回の改正により、平成25年1月1日以後には、納税者つまり社長と税務代理権限証書を提出している税理士双方に実地調査の事前通知が行われることが明文化されました。

社長
わかりました。「事前通知の詳細については、税理士を通して欲しい」と言えればいいんですね？

税理士
はい、お願いします。しかし、「実地調査を行う旨」つまり「実地調査をすること」は必ず納税者本人に通知しなければなりませんので、税務署からの連絡は必ずあります。その際、実地調査の日程は決めないでください。

社長
ご安心ください。税務署から実地調査の連絡があつた際、事前通知の詳細は税理士を通して通知して欲しいことを必ず税務署職員に伝えてください。そうすれば、社長ご自身が事前通知事項の10項目全てについて通知を受ける必要はありません。

● 事前通知事項 ●

原則

事前通知あり

例外

**事前通知なし
いわゆる無予告調査**

※ 10、11 ページ参照

調査官から納税者及び税務代理権限証書を提出している税理士に下記 10 項目が通知されます。
 通知事項がひとつでも欠けると手続き違反となります。
 調査実施する旨の連絡がありましたら、「税理士に任せているので、事前通知の詳細は税理士に電話して欲しい」と対応し、その場で何かを決めるということは差し控えるようお願いいたします。
 税務署から連絡があった際には、直ちに東京第一会計にご連絡ください。

納税者から『事前通知事項の詳細は税務代理人を通じて通知しても差し支えない』旨の申し立てがあった場合、納税者には実地の調査を行うことのみを通知し、その他事前通知事項は税務代理人を通じて通知されます。

	調査官（担当者）の所属官署と氏名						
1	新宿 税務署	法人四 部門	氏名	国税 一郎			
	※ 複数で来る場合も、代表者の1名だけ通知すればよいことになっています。						
2	調査をされる対象者の氏名・名称と住所						
	氏名・名称	株式会社 ○○○○					
	住 所	東京都新宿区西新宿△一△一△					
3	調査日時（都合が悪ければ変更できます）						
	1 月 15 日	～	1 月 16 日	2 日間			
4	調査場所（都合が悪ければ変更できます）						
	納税地	例えば・一時的な入院・親族の葬儀 ・業務上やむを得ない事情が生じた場合 等					
5	調査日時と調査場所は、合理的な理由があれば変更を協議するという説明				有り 無		
6	調査をする税目 法人税・所得税・消費税・源泉所得税・印紙税 ※上記税目を○で囲む その他の場合は下記に記入						
	その他	税	税	税	税		
7	調査の対象期間						
	平成 22 年 3 月 期・年分から	平成 24 年 3 月 期・年分までの	3 期 年分				
8	調査の目的 平成 22 ~ 24 年 3 月期法人税の申告書の記載内容の確認 平成 22 ~ 24 年 3 月期消費税の申告書の記載内容の確認 平成 21 年 4 月～平成 24 年 3 月の源泉所得税の納付税額の確認						
9	調査の対象となる帳簿書類や物件						
	① 総勘定元帳	② 領収書等	③ 法人税法・消費税法の規定により保存することとされている帳簿書類				
	④ これらの書類の作成の基となった帳簿書類						
	⑤ 事業に関する資料及び当該資産の取引に関する原始資料						
	⑥ 法人税法・消費税法の申告書の記載内容や納付すべき源泉徴収税額の適否等を確認するために必要なその他の物件						
10	事前通知事項以外に非違が疑われた場合は、改めて通知しなくても質問検査できるという説明						
	有り 無						

※ 青字は、実際に税務署職員から事前通知される内容の具体例です。

無予告調査

10

今回の国税通則法の改正により、事前通知が明文化されたことは、前述の通りですが、「事前通知を要しない場合」も同時に事前通知の例外規定として明文化されました。いわゆる「無予告調査」です。

なるほど。事前通知は必ず行われることになるのですね。

はい。ですが、事前通知なしで実地調査が行われる場合があります。これを、「無予告調査」と言います。

では、私の会社や自宅に突然税務署職員が訪れ、資料を押収することがあるということでしょうか？

事前通知なしに、調査を行うことは原則認められません。また無予告調査であっても税務調査は、任意調査ですので、納税者の同意なしに、資料を押収することはできません。

では、どういう場合に無予告で調査がされるのでしょうか？



次ページの要件（B）を満たした場合に無予告で調査が実施されます。なお從前、無予告調査の対象となつて飲食業等の現金決済による取引をしている業種であつても、現金決済による取引をしているだけでは、無予告調査の対象とはならぬことが明らかになりました。



わかりました。

なるほど、無予告調査は通常は行われることではないのですね。では、万一私の事務所に税務署職員が突然来た場合はどうすればいいですか？

なるほど、無予告調査は通常は行われることではないのですね。では、万一私の事務所に税務署職員が突然来た場合には、「都合が悪いので、日を改めてください。」と毅然とした態度で対応し事務所の中に入れないでください。ただし、「調査を拒否する」とは言わないでください。

国税通則法の改正にあたり、税務署側においても、平成25年1月1日から始まる事前通知手続きについての予行練習が平成24年10月から行われました。

予行練習の際には、私ども税理士に

連絡が先に来た場合でも、納税者と直接連絡が取れなければ事前通知がされませんでした。納税者と税務署との間で連絡が取れ、納税者から税務署職員に、「税理士を通して事前通知の詳細を通知して欲しい」旨を伝えていただけで初めて、税理士と税務署との間で日程の調整が始まりました。

実際に行われた実地調査の事前通知の状況



もし、無予告で税務署職員が来た場合にはすぐに私どもにご連絡ください。ご連絡いただきました、事前通知なしに実地調査が行われる理由が妥当かどうかについて判断いたします。



わかりました。

● 無予告調査の対応 ●

例外

事前通知なし
いわゆる無予告調査

強制調査ではなく、あくまでも任意調査ですから、あわてずに対応しましょう。
納税者本人の承諾がなければ、書類やかばんの中身を勝手に見られることはできません。

1 まずは、「いま都合が悪いので、日を改めてお越しください。」と
きっぱり断り、ご自宅や事務所の中に入れないでください。

*曖昧な返事は、「承諾」があったとみなされ兼ねません。

ただし、「調査を拒否する」とは言わないでください。

*実地調査着手と同時に税務署職員から税理士にも連絡することになると思われ
ますが、「税理士に依頼しているので、連絡を取ります。」と言ってください。

2 次に、すぐ東京第一会計に連絡してください。

3 連絡を受けて、税理士・担当者が対応しますので、指示に従って行動してください。

※無予告調査の要件

事前通知なしの調査ができるのは、税務署長がAを検討した結果、
Bの要件①から③全てを認める場合です。

A 検討事項

- ・申告もしくは過去の調査結果
- ・営む事業内容に関する情報
- ・税務署が保有する情報



B 要件

- ①違法または不当な行為を容易にする場合
- ②正確な所得や税額の把握を困難にするおそれがある場合
- ③国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

当然、①～③に該当しない場合に無予告調査をすることは法律違反です。

ですから、税理士は税務署長の判断を具体的に聞き出して、事前通知なしの調査が
そもそも妥当なのか判断いたします。

国税通則法の改正が行われ、税務調査手続きについては、今年から適用を受けることになります。税務署内でも、昨年中に予行練習が行われていたようですが、税務署側の手続きも煩雑化しており、導入当初は納税者と課税庁側との間で混乱が生ずると予想されます。

これは、税務署内で調査の事前準備段階から、終了手続きまで、書面に逐一まとめなければならず、その書面の事項について統括官や署長といつたいわゆる「上の者」の決済が必要となつたことも挙げられます。これにより、以前と比べ調査自体に時間がかかるようになつたことはいうまでもありません。これに伴い調査の件数も法人税に限つては、減少傾向にあります。

しかしながら調査件数の減少に喜んでばかりもいられません。「上の者」の決済を受けるために、調査が細くなることやコピーを持ち帰りたいと要求することが増えると予想されます。

また、事前通知については、合理的な理由があれば変更可能とされている実地調査の場所についても、予行練習の段階では、なかなか変更が認められないという報告もあります。今後も税務調査の動向には注意が必要です。

税務調査手続きの明確化による影響

ワンポイント税務

復興特別所得税

No.95 2013年1月1日発行

12

東日本大震災の被災者支援の財源確保を目的として平成23年12月2日に『東日本大震災から源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が公布されました。復興特別税の対象となる税目は所得税・法人税・住民税の3つです。今回は、所得税の復興特別税についてご紹介いたします。

所得税の源泉徴収義務者は、所得税額に2.1%の税率を乗じた金額を「復興特別所得税」として、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで（25年間）の間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際に併せて徴収し、納付しなければならないこととされました。

復興特別所得税の対象となるのは、給与や税理士等への報酬や預金の利子等があります。平成25年1月1日以後に支払う給与等については、源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し納付します。

税理士等への報酬に係る復興特別所得税は下記に計算例を記載しましたので参考にしてください。

支払金額 × 合計税率(%) = 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

所得税率(%) × 102.1%

〈例〉 所得税率10%の場合

合計税率 $10\% \times 102.1\% = 10.21\%$

例えば

報酬として100,000円（税抜）を支払う場合の源泉徴収税額（所得税率10%の場合）

平成24年12月31日まで

$100,000\text{円} \times 10\% = 10,000\text{円}$

平成25年1月1日から平成49年12月31日まで

$100,000\text{円} \times 10.21\% = 10,210\text{円}$

源泉徴収税額は
210円の増加



編集部は、今後も皆様のお役に立てる
ような記事が掲載できるよう日々精進し
て参ります。

本年もよろしくお願ひいたします。
(編集部)

第1位は、ひまわり会でも訪れた東京の新名所「東京スカイツリー」でした。浅草エリアのツアーレイは2011年の約4倍になりました。明るい話題の少ない1年でしたが、「東京スカイツリー」の1位は、日本復興のシンボルになっているのではないかでしょうか。

1 東京スカイツリー
2 LINE
3 国内線LCC
以下、マルちゃん正麺 フィットカットカーブ JINS PC おさわり探偵なめこ栽培キット 街コン 他

明けましておめでとうございます。
昨年は皆様にとってどのような1年でしたでしょうか。昨年を象徴するものとして「日経トレンド」が発表している2012年ヒット商品ベスト30のうち、一部を紹介したいと思います。

編集後記